組合だより

２８２号
２０２４年
１０月３日

発行所　岡山大学職員組合
〒700-8530　岡山市北区津島中 2-1-1
電　　話　086-252-1111（代）
7168（内線）
直通 TEL&FAX　086-252-4148

ホームページ https://odunion.jp　　メールアドレス info@odunion.jp

目次：

1～3：今年の人事院勧告解説　　4：非常勤講師の追試業務不払い問題
5：第 34 回全大教中国四国地区教職員研究集会報告　　5：全大教第 57 回定期大会報告
6：全大教 2024 年秋のオンライン交流集会報告　　7：デジタル天体観望会のお知らせ
8：サイクリングで里山探訪

今年の人事院勧告解説

若年層中心の賃金上昇

今年も 8 月に人事院勧告が出されました。今年の人事院勧告は、若年層を重点的に引き上げており、平均して約 3%の上昇率になっています。岡山大学の給与は現状では国家公務員準拠になっていますが、仮に今年の人事院勧告を岡山大学の給与に反映された場合、各級号で何%の上昇率になるか試算してみました。全ての級号について掲載するのは誌面の都合上難しいため一部を割愛して 10 号俸毎の試算値を掲載しました。なお、教育職員俸給表について、対応する人事院勧告の俸給表がよく分からない部分があり、試算できなかったところを「？」で表示しています。

表より俸給表全体での給与の上昇率の傾向が読み取れると思います。平均約 3%の上昇率ということですが、級号によってかなりの差があることが分かります。各俸給表の 1 級の低い号俸では最大で 14%程度の上昇率がありますが、各級の高い号俸のかなりの部分で 1%程度の上昇率に留まっています。今年も人事院勧告に準拠した給与改定がなされるとしたら、一部の若年層にはそれなりの給与上昇が望めるかもしれませんが、それ以外の層の給与上昇は最近の物価高騰に対して不十分なものであると言わざるを得ないでしょう。若年層中心の賃金引き上げは、若手人材を確保するためとの理由が説明されていますが、その後の給与上昇に不安があれば、有能な若手の長期的な定着には繋がらないでしょう。

例年、団体交渉では、人事院勧告を上回る賃金上昇を要求しています。今年の団体交渉では、それに加えて若年層だけで無く全体的な層の賃金引き上げの要求をすることを予定しています。

一般職員俸給表(一)

号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
10	14%	9%	7%	5%	4%	3%	2%	1%	1%	1%
20	14%	8%	6%	3%	3%	2%	1%	1%	1%	1%
30	11%	6%	4%	2%	2%	1%	1%	1%	1%	
40	10%	5%	3%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	
50	8%	4%	2%	1%	1%	1%	1%			
60	6%	3%	1%	1%	1%	1%	1%			
70	5%	1%	1%	1%	1%	1%				
80	4%	1%	1%	1%	1%	1%				
90	4%	1%	1%	1%	1%					
100		1%	1%							
110		1%	1%							
120		1%								

一般職員俸給表(二)

号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
10	13%	12%	10%	6%	4%
20	14%	10%	9%	5%	2%
30	14%	9%	7%	3%	2%
40	12%	7%	6%	2%	1%
50	10%	5%	4%	1%	1%
60	9%	4%	3%	1%	1%
70	8%	2%	2%	1%	
80	7%	2%	1%	1%	
90	7%	2%	1%	1%	
100	7%	2%	1%	1%	
110	6%	2%	1%		
120	6%	2%	1%		
130		2%	1%		

教育職員俸給表(一)

号俸	1級	2級	3級	4級	5級
10	?	11%	7%	6%	2%
20	?	9%	6%	4%	1%
30	?	7%	5%	3%	1%
40	?	6%	3%	2%	1%
50	?	5%	2%	1%	1%
60	?	4%	1%	1%	1%
70	?	3%	1%	1%	1%
80	?	2%	1%	1%	?
90	?	1%	1%	?	
100	?	1%	1%	?	
110	?	1%	?		
120	?	1%			
130	?	?			
140	?	?			
150	?				

教育職員俸給表(二)

号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
10	?	?	?	?	?
20	?	?	?	?	?
30	?	?	?	?	?
40	?	?	?	?	
50	?	?	?	?	
60	?	?	?	?	
70	?	?	?	?	
80	?	?	?		
90	?	?	?		
100	?	?	?		
110	?	?	?		
120	?	?			
130	?	?			
140	?	?			
150	?				

教育職員俸給表(三)

号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
10	?	?	?	?	?
20	?	?	?	?	?
30	?	?	?	?	?
40	?	?	?	?	
50	?	?	?	?	
60	?	?	?	?	
70	?	?	?	?	
80	?	?	?	?	
90	?	?	?	?	
100	?	?	?		
110	?	?	?		
120	?	?			
130		?			
140		?			
150		?			

医療職員俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
10	14%	10%	8%	6%	4%	2%	1%	1%
20	13%	9%	7%	5%	3%	1%	1%	1%
30	11%	7%	6%	4%	2%	1%	1%	1%
40	9%	6%	4%	2%	1%	1%	1%	
50	7%	5%	3%	1%	1%	1%	1%	
60	6%	3%	2%	1%	1%	1%		
70	5%	2%	1%	1%	1%			
80	4%	1%	1%	1%	1%			
90		1%	1%	1%				
100		1%	1%	1%				
110			1%					

看護職員俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
10	14%	12%	8%	7%	4%	2%	1%
20	13%	11%	7%	5%	3%	1%	1%
30	11%	9%	6%	4%	2%	1%	1%
40	9%	8%	4%	3%	1%	1%	1%
50	8%	7%	3%	2%	1%	1%	1%
60	7%	4%	2%	1%	1%	1%	
70	6%	3%	1%	1%	1%		
80	4%	2%	1%	1%	1%		
90	3%	1%	1%	1%	1%		
100	2%	1%	1%	1%			
110	1%	1%	1%	1%			
120	1%	1%	1%				
130	1%	1%					
140	1%	1%					
150	1%	1%					
160	1%						

地域手当の再編

今年の人事院勧告では、地域手当の再編がありました。これにより地域手当が引き下げられる地域が多くある中で、岡山市は3%から4%に引き上げられることになっています。団体交渉では、岡山大学の対応状況を聞き、手当引き上げの確実な実施を要求することを予定しています。

扶養手当の見直し

今年の人事院勧告では、扶養手当の見直しもありました。子に係る手当が引き上げられる一方、配偶者に係る手当が廃止になります。配偶者に係る手当を廃止しないよう要求することを検討しています。

人事院勧告に連動しない給与制度

組合だより 278 号でもお伝えしましたが、岡山大学では、旧年俸制や非常勤など人事院勧告に連動しない給与制度の方がかなりの人数でいらっしゃることが分かりました。グラフは、2023 年 12 月 1 日時点の在職者を対象に、昨年の人事院勧告の影響の有無によってわけた教職員数を表したものです。常勤教員、常勤職員、非常勤教員、非常勤職員の 4 つのカテゴリーと全体のグラフを作成しました。ブルーは人事院勧告に連動して給与の変わる給与制度の人数、オレンジは人事院勧告に連動しない給与制度の人数、グリーンは次年度から 1 年遅れで給与の変わる給与制度の人数を表しています。

常勤教員のグラフは、人事院勧告が影響するブルーが旧来の月給制、影響しないオレンジが旧年俸制、次年度から影響するグリーンが新年俸制を表しているものと考えられます。非常勤教員と非常勤職員のグラフを見ると、非常勤のほとんどの方が人事院勧告に連動しない給与制度になっていることが分かります。また、全体のグラフで見ると、半数以上の教職員が人事院勧告に連動しない給与制度で働いていることが分かります。

このような状況を鑑みて、今年の団体交渉では、人事院勧告に連動しない給与制度の教職員についても、物価上昇に見合う十分な給与の引き上げを行うように要求する予定です。また、新年俸制の教員については、次年度から 1 年遅れの給与改正が見込まれますが、その遅れに対し何らかの措置を要求することを検討しています。

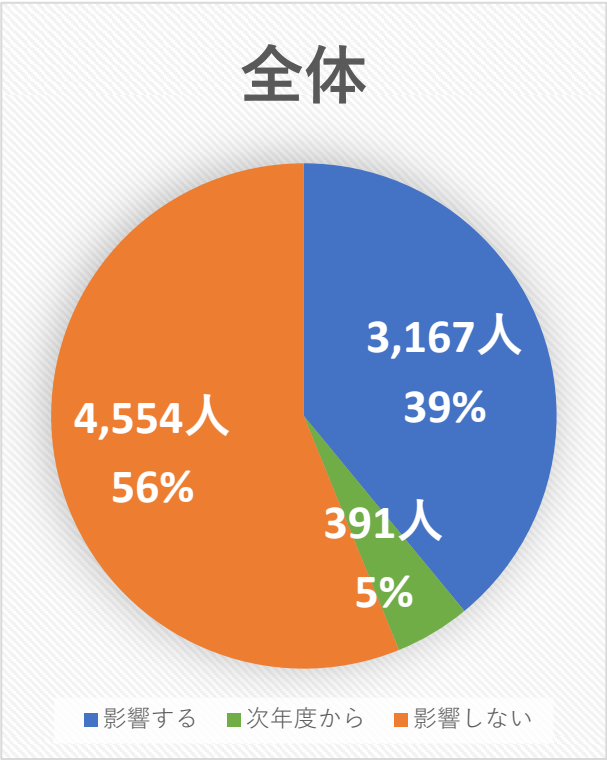

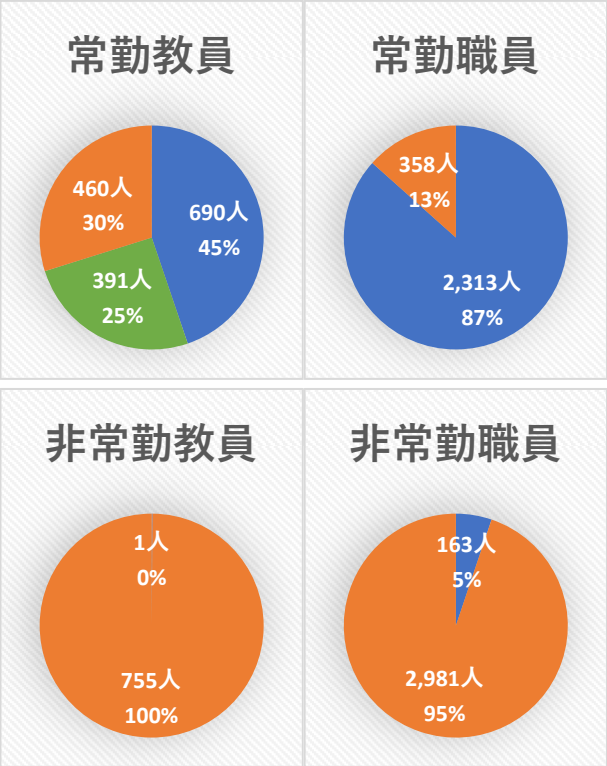

人事院勧告の影響の有無によってわけた教職員数（2023 年 12 月 1 日時点）

非常勤講師の追試業務不払い問題

ついに大学が支払いに応じる窓口を設けました！

以前から組合が再三再四、指摘していた非常勤講師の追試業務不払い問題ですが、ようやく大学が過去の不払い給与・交通費の支払いに応じる窓口を設けました。大学ホームページに以下のような文が掲載されています。

非常勤講師の追試業務に対する給与・交通費の支払いについて

本学の追試業務を行った一部の非常勤講師の方に給与・交通費のお支払いができていない可能性があります。

令和２年度以降の追試業務でお心当たりがありましたら、担当授業科目名、追試を行った日時、対象学生を以下問い合わせ先にお知らせください。

【本件問い合わせ先】
総務・企画部人事課人事管理グループ
E-mail:abf7027◎adm.okayama-u.ac.jp
※@を◎に置き換えています。

https://www.okayama-u.ac.jp/tp/society/hijokin-tsuishi.html

また一般教育棟非常勤講師控室にも同様の周知文が掲示されています。掲示が行われたのは、非常勤講師がほとんど出勤しない夏季休暇中ではありますが、1 年程度掲示するということですので、10 月からの新学期で出勤する非常勤講師にきちんと情報を伝えてほしいと思います。

最初に組合が賃金不払いを指摘してから、具体的な対応や窓口の整備まで約 1 年かかりました。しかし、労働に対して正当な対価を支払うという雇用の根本に即して、間違いを改めようとする今回の大学の姿勢を組合は評価します。今後組合は、この窓口で申請を行った人が本当に支払いを受けられるのか、見守っていきたいと思います。非常勤の先生方で、申請に関してお困りの方は、遠慮なく組合にご相談ください。

第 34 回全大教中国四国地区教職員研究集会報告

6 月 22・23 日（土・日）に、香川大学幸町北キャンパス 8 号館 1 階 812 教室において、対面とオンラインのハイブリッドで第 34 回全大教中国四国地区教職員研究集会が開催されました。

8 単組とオブザーバーで 1 単組の参加があり、参加人数は 19 名でした。そのうち対面参加は 13 名、オンライン参加は 6 名でした。岡山大学職員組合からは、五十嵐副委員長と藤原書記長と藤澤書記の 3 名が参加しました。コロナ禍以降、昨年に続き 2 回目の対面開催による中四国教研で、懇親会も企画され、久々にあった他大学の組合関係者と多くのの情報交換をすることができました。

講演は、講師に三家本里実氏（福島大学経済経営学類経済学コース）を迎え、「労働組合による裁量労働制の規制と可能性」をテーマにお話ししていただきました。講師自身によるフィールド調査に基づく裁量労働制の実際の状況についての詳細な報告があり、裁量労働が抱える「長時間労働」や「働かせ放題」などの問題に対して、組合がどのような問題解決のためのアプローチを取れるか解説していただきました。今年は裁量労働制の法改正が行われたところでもあり、たいへんタイムリーな話題でした。

各単組からのレポートは、以下の 9 件の発表がありました。

- この 1 年間の取り組み報告（山口大）
- 令和 5 年度団体交渉の報告（高知大）
- ストレスチェック制度が職場改善に繋がらない理由（鳥取大）
- 愛媛大学の改組と労働条件（愛媛大）
- 専門裁量労働制と研究時間（香川大）
- 共創の取組み（岡山大）
- 非常勤講師追試業務賃金未払い問題への取り組み（岡山大）
- 大学における働き方改革の問題点～教員の昇任問題・職員の職責にあった業務について～（島根大）
- 学費値上げに反対する声明について（徳島大）

岡山大からは 2 本のレポートを報告しました。

香川大のレポートでは、裁量労働制について労基署の調査が入り各教員の労働時間報告が義務づけられた顛末について詳細な報告がありました。

鳥取大のレポートでは、岡山大でも使われているストレスチェックについて、専門家の視点から様々な問題点が指摘されました。

全大教第 57 回定期大会報告

7 月 20 日（土）10:00～16:15 にオンラインで全大教第 57 回定期大会が開催されました。大学・共同利用機関の 56 単組と高専協議会から合計 58 人の代議員の出席があり、その他、中央執行委員 17 名、会計監査委員 2 名、書記 2 名、傍聴 12 名の総計 92 名の出席がありました。岡山大学職員組合からは、藤原書記長が代議員として出席しました。

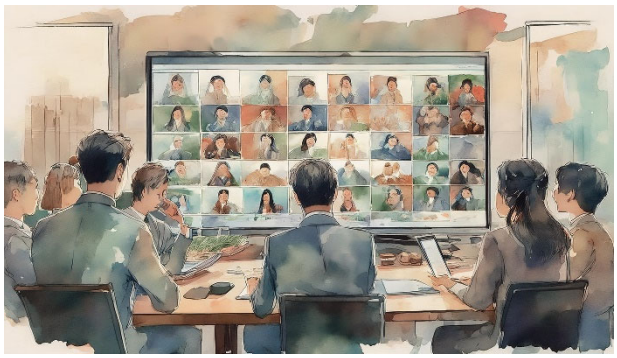

下記の 7 つの議案について報告があり、協議の結果、全ての議案が可決されました。なお、第 3 号議案と第 7 号議案については、修正案が提出され、修正案込みで可決されました。第 4 号議案、第 5 号議案、第 6 号議案など、厳しい財政状況の中今後の予算立てをどうするかについて、活発な議論がなされました。

第 1 号議案	2024 年度納入人員の承認に関する件
第 2 号議案	2023 年度決算報告及び会計監査報告の承認に関する件
第 3 号議案	2024 年度運動方針に関する件
第 4 号議案	財政運営積立金の取扱いに関する規程の件
第 5 号議案	2024 年度予算に関する件
第 6 号議案	2025 年度暫定予算に関する件
第 7 号議案	次期中央執行副委員長、書記次長、中央執行委員の定数に関する件

全大教 2024 年秋のオンライン交流集会報告

９月７日に全大教秋のオンライン交流集会に参加しました。いくつかの分科会に分かれていましたが、その中で教員部の分科会についてご報告します。テーマは「教員の労働条件・労働環境」でした。全大教の笹倉委員長から二つの話題が提供され、それについて参加者が意見を述べたり情報交換したりしました。

最初の話題は「裁量労働制」です。今年４月から裁量労働制に本人の同意が必要となりました。多くの人が同意したのではないかと思いますが、中には不同意とした人もいらっしゃいます。不同意とした二人の事例が紹介されました。一人目 A さんは早番、遅番の制度を利用し、その日の授業などに応じて出勤時刻を３０分刻みで変えてもらっているそうです。日々申告する必要はなく、タイムカードのようなもので勤務時間は管理されているとのこと。前日までに予告して残業をすることもありますが、残業代は問題なく支払われているそうです。裁量労働制不同意がうまくいった例だと思いました。二人目 B さんは定時（17:15）以降の授業を持っているため、必然的に超過勤務が発生する働き方だったそうです。その他の業務も併せて、毎月の残業手当は約１０万円。しかし、所属長から定時以降の授業を授業のない時間帯に移動させるよう打診され、交渉の結果、現在は裁量労働制に変更したとのことでした。参加者からは、裁量労働制に不同意だった場合の働き方について、フレックスタイム制など別の制度を導入する必要があるのではないか、などの意見が出されました。

次の話題は「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」でした。これは国がおよそ５年毎に行う大学等教員の研究活動の実態を把握分析して国際基準であるフルタイム基準に換算するために必要なデータを出すものです。文科省の HP や e-Stat で公開されています。実施は 2002 年、2008 年、2013 年、2018 年、2023 年です（2023 年のデータについては、数値に誤りがあったとして、現在非公開になっているそうです）。このデータを皆で見ました。１）教員の一年の総労働時間・・・過去最も多かったのは 2008 年ですが、それ以降順調に減少しているというデータが出ています。２）大学教員の人数・・・これは 2002 年以降毎回増加しています（設置主体別にみると国立大学はやや減少しています）。このデータを見て、参加者から自分たちの周辺の現実と比べて意見を述べ合いました。労働時間の減少については、高齢化で最近は以前のように長時間仕事ができない、という声もありました。しかし、教員の数が増えているというデータには皆違和感を感じているようでした。空いたポストに補充がなく、授業を減らせないため授業数の負担が大きくなっている、「改革」なるものをして授業負担が増えている、研究時間がとれないなどの意見が出ました。また、語学系の教員からは「語学系の教員を研究者としてみていない。大学で週 10 コマもの授業を持たせるのは異常だ」「文科省が教育専門の教員を導入して研究時間の確保に役立てようとしているようだが、語学系・教養系の教員が教育専門に回され、研究活動ができなくなる恐れがある」「教育は重要であるが、それでも大学教員の中に格差を生み出すのではないか」などの意見が出されました。適正な担当授業数について、全大教から提言を出してもいいのではという声もありました。私は週 15 コマ持たされているので、自分の例を紹介し、皆さんのご意見に同意しました。このデータは研究時間や雇用形態の実態も含むらしいので、再び公開された時には注目したいと思います。

（副委員長　五十嵐）

あなたも組合の仲間になりませんか？

教員の方も、事務職員の方も、パートの方も組合に入ることができます。加入申し込みは、各単組役員、もしくは右の QR からどうぞ。メールは、info@odunion.jp まで。

デジタル天体観望会のお知らせ

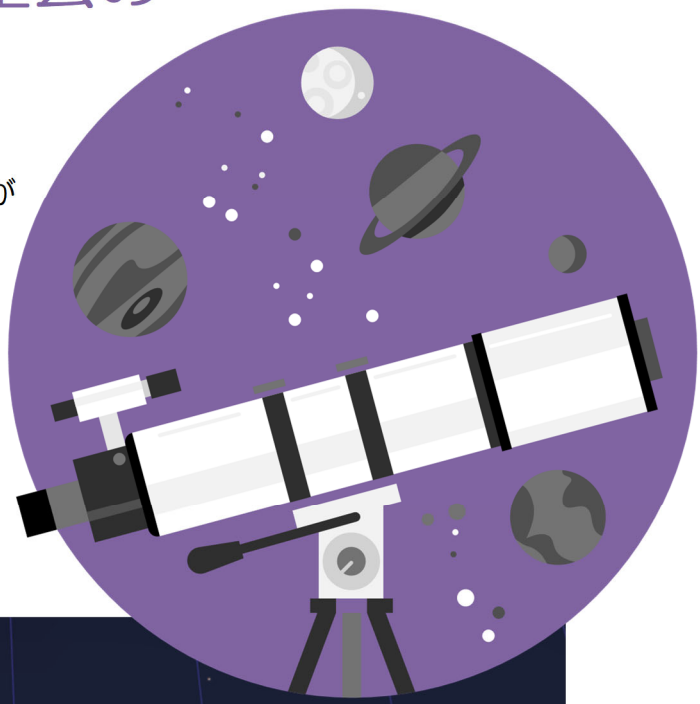

９月から 10 月にかけて、紫金山・アトラス彗星が明るくなると言われています。うまくいけば肉眼でも見えるほど明るくなるかもしれません。岡山大学職員組合では、理学部職員組合と共催でデジタルカメラと望遠鏡を使った天体観望会を企画しました。

みんなで彗星を見てみましょう！

10 月 18 日の 18:30 ごろ岡山大学自然科学研究科棟から見た西の空のシミュレーション

日時：10 月 18 日（金）　18:30～19:30
場所：自然科学研究科屋上
対象：岡山大学教職員・学生とその家族やお知り合い（無料）
※悪天候のときは中止します。開催・中止のご案内は、組合ホームページ（ https://odunion.jp/ ）でお知らせします。　QR はこちら →
主催：岡山大学職員組合・岡山大学理学部職員組合

サイクリングで里山探訪（岡山編）

第８回　瀬戸内の展望台

高橋裕一郎（理学部職員組合）

瀬戸内海を身近に感じていますか？岡山市街に住んでいると、少し離れているので忘れている人も多いのではないでしょうか。日本初の国立公園に指定された瀬戸内の多島美を、季節ごとに楽しみたいものです。市内から近く、サイクリングでも登れる金甲山（きんこうざん）と王子が岳の展望台に出かけてみましょう。

金甲山は岡山市街の南にあり、西寄りにある常山（つねやま）とペアをなす三角形の山で、岡山平野を見守るように存在しています。金甲山頂上は、岡山市と玉野市の境界にあり、放送局のアンテナがたくさん立っていて目立つ山です。岡山平野に住む古代人は、この山を聖なる場所と考えたようです。

金甲山の登り口へ行くには、まず京橋から県道 213 号を旭川の右岸沿いに南下します。途中の御舟入町には、池田藩舟入跡の立派な門が残されています。ここは、岡山藩の船の係留所で、この先の岡山製紙が所有しているので、中を見ることはできません。この辺には内宮という神社もあり江戸時代の雰囲気が残る落ち着いた場所です。さらに進むと、金甲山が正面に大きく見えてきて、まもなく県道 45 号にぶつかります。

舟入跡の門（左）と金甲山と間違えやすい前衛の山（右）

金甲山の登り口には、45 号を左に曲がり岡南大橋と児島湾大橋を渡るか、右に曲がり児島湾締め切り堤防を渡り、児島半島に入ります。いずれのルートでも県道 399 号に合流し、金甲山の山頂まで導いてくれます。県道 217 号が分岐してからは、道はつづら折りになり、標高差 400m を登ると頂上に着きます。途中は獣の気配を感じるので、イノシシには気をつけた方がよさそうです。頂上付近はアンテナが林立して、不思議な雰囲気が漂います。旧レストハウスの展望台から瀬戸内海に浮かぶ豊島や直島を眺めることができます。ここへはほとんどの人は車で来ますが、市内からサイクリングで行くと達成感を感じることができます。

金甲山の山頂（左）と展望台からの瀬戸内海の眺望（右）

王子が岳は金甲山の南西に位置し、玉野市と倉敷市の境界にあります。瀬戸内海で最も優れた展望を誇ります。市内から登り口まで、左前方に金甲山、右前方に常山を見ながら、県道 30 号もしくは千両街道を広大な岡山平野を横切るように走ります。常山駅近くで宇野線を越え、鴨川を渡ります。この橋と平行して、左手に江戸時代中期の「秀天の石橋」が架かっています。花崗岩で作られた岡山藩では一番長い石橋です。当時は欄干がなかったそうです。瀬戸大橋と並ぶ岡山の自慢の橋ではないでしょうか。

秀天の石橋

鴨川を渡ると県道 427 号を右に曲がり、鴨川沿いの県道 62 号を進みます。平行して自転車道があるので安全に走ることができます。しばらくして 266 号を進み、永井山神社のある集落を左折し山に向かって細い道を進みます。坂が少し急になり、しばらく登ると県道 462 号にぶつかります。右に曲がってさらに登り続けると、王子が岳の山頂付近の駐車場に着きます。ここまで標高差は 200m なので、それほどきつい登りではありません。ここで自転車を降りて、遊歩道を歩くと、山の南斜面には奇岩がたくさんあり、特異な景観を楽しませてくれます。人気の岩はスマイル岩で、モアイ像を思い起こさせてくれます。ここからは海をのぞき込むように眺めることができます。展望が広く、瀬戸内海の東西が遠くまで眺めることができるので、大河のようにも見えるし、巨大な湖のようにも見えます。遠景は薄曇りの日がきれいですが、夕日も人気です。山頂付近には美しい夕日を売り物にしたカフェ・ベルク（belk）があります。人気のカフェですが、最近の物価高に音を上げている節約家には、ポットに入れたコーヒーかお茶を持参し、気に入った岩の上で雄大な瀬戸内海を見ながら一服するのをお勧めします。帰りは渋川海岸を経由したらいかがでしょうか。

王子が岳からの瀬戸内海（左）とスマイル岩（右）